

再生可能エネルギー発電の適切な導入拡大に向けた提言

東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ閣議決定された第4次エネルギー基本計画は策定から3年が経過した。この間、資源価格の低下、国際的な再生可能エネルギーの導入拡大、「パリ協定」の発効など、エネルギーを巡る環境は大きく変化している。現下の情勢に鑑み、エネルギー基本計画および長期エネルギー需給見通の見直しの検討が必要である。

再生可能エネルギーは、FIT制度創設以降の四年間で導入量が概ね2.5倍に増加したものの、総発電電力量に占める割合が5%未満にとどまるとともに、太陽光発電設備に偏った導入が進んでいる。バランスの取れた再生可能エネルギーの導入加速が必要であり、以下の事項について、適切な対応を行うよう申し入れる。

記

一 再生可能エネルギー比率は、2030年度に電源構成比 22〜24%とする現行目標の達成にとどまることなく、長期的にパリ協定に基づき更に高い水準での導入実現を目指すこと。そのため、最新の導入コストと価格目標の見直しを踏まえた検証を行い、買取費用に反映させること。また環境アセスメントの「規模要件の見直し」について検証・検討を加速し、速やかに結論を得ること。

二 電力需要が伸び悩む中で、再生可能エネルギー等の電源接続に伴う系統二重に於いていくため、間接オークション制度導入など地域間連系線利用ルールの見直し等により既存設備を最大限効率的に活用すること。系統整備を行う場合の線路や道路の活用に向けて、「再生可能エネルギー・水素等関係府省庁連絡会議」を活性化し、関係府省庁の連携を図ること。

三 太陽光発電について、接続可能なエネルギーシステムとしての役割が期待されることを踏まえ、システム費用を国際価格に収斂させるよう発電コストの低減に向けた取組を進めること。買取期間終了後の電源が安定的な売電を継続するための手続等について、検討すること。

四 一般海域における洋上風力発電の導入促進のため、FIT制度における調達期間のほか、環境アセスメントや設備の設置・撤去に要する期間を踏まえた占用許可期間となるよう、海域利用のルールを速やかに定めること。

五 水力発電設備を有しない既存ダムを活用した場合の潜在能力を評価し、その結果も踏まえて設備建設を促進すること。

六 石炭とバイオマスとの混焼発電について、ヤシ殻等を燃料として輸入する場合の課題を検証するとともに、国内の未利用バイオマスの活用の在り方を検討すること。

七 地熱発電について、地熱資源量の調査等を支援するとともに、従来型地熱発電の開発期間の短縮・開発コストの低減に資する技術開発や、大型化が期待される次世代地熱発電に関する技術開発等に取り組むこと。

八 電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連係希望者に辞退者がでることによるプロセスの長期化が生じないようルールの改善をすること。

九 再生可能エネルギーの更なる導入拡大とCO₂フリー水素の活用促進を図るため、再エネ由来水素製造技術 (Power-to-gas 技術) の開発並びにコスト低減を進めること。

平成二十九年八月三十日

内閣官房長官 菅 義偉殿

公明党 省エネ社会推進本部長 赤羽 一嘉

同 新エネ・再エネ促進小委員長 河野 義博